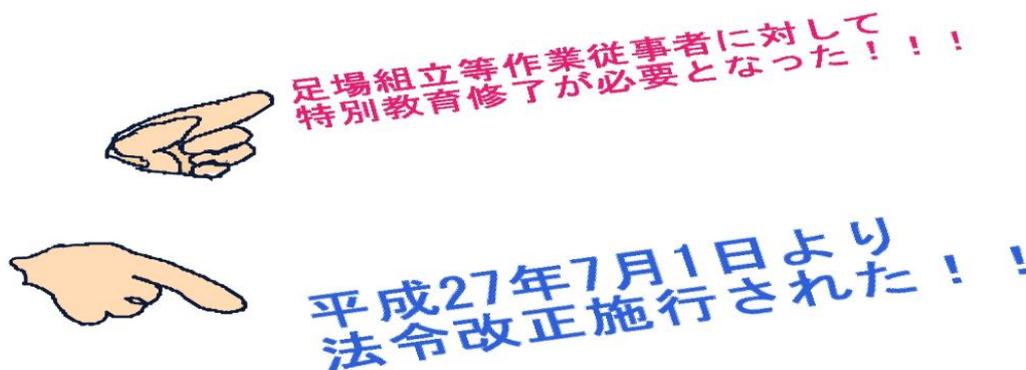


【労働安全衛生規則改正】

足場からの墜落防止措置が強化され、足場の組立等の作業に特別教育が必要になりました

足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、平成 21 年 3 月に労働安全衛生規則（以下安衛則という）が改正され、平成 24 年 2 月には「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」が策定されました。しかし近年足場からの墜落・転落による死亡災害は増加傾向にあり、平成 26 年には 34 人の方が亡くなっています。

これらの状況から厚生労働省（以下厚労省という）は、足場からの墜落防止措置を強化するため安衛則を改正し、平成 27 年 7 月 1 日から施行しました。以下にその安衛則改正の概要と、その中から今回新たに必要となった足場の組立等の作業の特別教育について具体的に述べます。なお、「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」も平成 27 年 5 月 20 日に改正されました。



1、安衛則改正の概要

- (1) 足場の組立等の作業に特別教育が必要となった。
 - ・足場の組立、解体または変更等の作業に特別教育が必要となった。 (安衛則第 36 条)
- (2) 足場の組立等の作業の墜落防止措置を充実させた。 (安衛則第 564 条)
 - ・足場材の緊結、取外し、受渡し等の作業を行う時は、幅 40 c m以上の作業床を設置する。
 - ・安全帯を安全に取付ける設備を設置し、労働者に安全帯を使用させる。
- (3) 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要となった。 (安衛則第 655 条、655 条の 2)
 - ・建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場や作業構台を点検し、危険な場合は修理する。
- (4) 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実させた。 (安衛則第 563 条)
 - ・床材と建地との隙間は 12 c m未満とする。
 - ・作業の必要上、足場や作業構台から臨時に手すり等を外す場合は、関係労働者以外の立ち入りを禁止し、作業終了後は直ちに元に戻す。
- (5) 鋼管足場（単管足場）に関する規定を見直した。 (安衛則第 571 条)
 - ・鋼管足場の建地の最高部から測って 31m を超える部分の建地は、鋼管を 2 本組とすることとしていたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重（この建地の破壊にいたる荷重の 2 分の 1 以下の荷重）を超えない時は 2 本組とする必要はない。

安衛則改正の詳細は厚労省の次の URL 等をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081917.html>

2、足場の組立等の作業の特別教育について

厚労省の分析結果では、平成 21 年度から平成 23 年度の足場からの墜落・転落災害のうち、足場の組立、解体または変更等の作業中の墜落・転落災害の割合は死傷災害の 30%、死亡災害の 46%を占めており、重篤な災害になる割合が高く、また、近年増加傾向にあります。そのため、厚労省では足場の組立解体または変更の作業を、安衛則第 36 条で定める危険又は有害な業務に追加して、安衛法第 59 条第 3 項の特別教育が必要な業務としました。次にその内容について述べます。

- (1) 平成 27 年 7 月 1 日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務に労働者を就かせるときは、特別教育が必要となります。(地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの補助作業は特別教育が不要ですが、足場材の緊結や取外しの作業、足場上の補助作業は特別教育が必要となります)
- (2) 特別教育の科目及び時間は次の通りです。

科目	時間	時間 * (現在業務従事者)
足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	1 時間 30 分
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30 分	15 分
労働災害の防止に関する知識	1 時間 30 分	45 分
関係法令	1 時間	30 分

* 「現在業務従事者」とは平成 27 年 7 月 1 日現在で足場の組立て、解体または変更の作業のための業務に就いている（施行日時点で当該業務を行っていることは必要としない）者をいい、教育時間を上表の時間欄の右側の時間とすることができます。また、**現在業務従事者には平成 29 年 6 月 30 日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行ってください。**

- (3) 特別教育を省略できる人

次の人は特別教育の全部を省略することができます。

- ① 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した人
- ② 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を終了した人など足場の組立て等作業主任者技能講習規程第 1 条各号に掲げる人
- ③ とびの 1 級または 2 級の技能検定に合格した人
- ④ とび科の職業訓練指導員免許を受けた人

- (4) うま足場やローリングタワーも足場に該当するので、これらの組立て、解体又は変更の作業にも特別教育が必要となります。

以 上

※ 東京技能者協会では、『足場の組立・解体等に係る業務の特別教育』を実施していますので、関係者の受講修了をお勧めします。

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》